



佐倉市空き家 バンク事業



佐倉市空き家バンクの概要



1. 空き家バンクとは

佐倉市内の空き家の有効活用を目的に空き家を貸したい・売りたい所有者の方の物件を市に登録し、市はホームページ等にその情報を公開します。その情報を見て、借りたい・買いたいという移住希望者と所有者との橋渡しを市・宅建協会が協力して行う制度です。

2. 空き家を登録する条件は

- ☆市内に所在する建物であること。
- ☆建物とその土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること。
- ☆一戸建て等の独立した建物であること。
- ☆専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約の契約を締結していないこと。
- ☆相続及びその他所有権以外の権利の設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること。

※老朽化が著しいもの、大規模な修繕が必要なもの、所有者が佐倉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者のものを除きます。

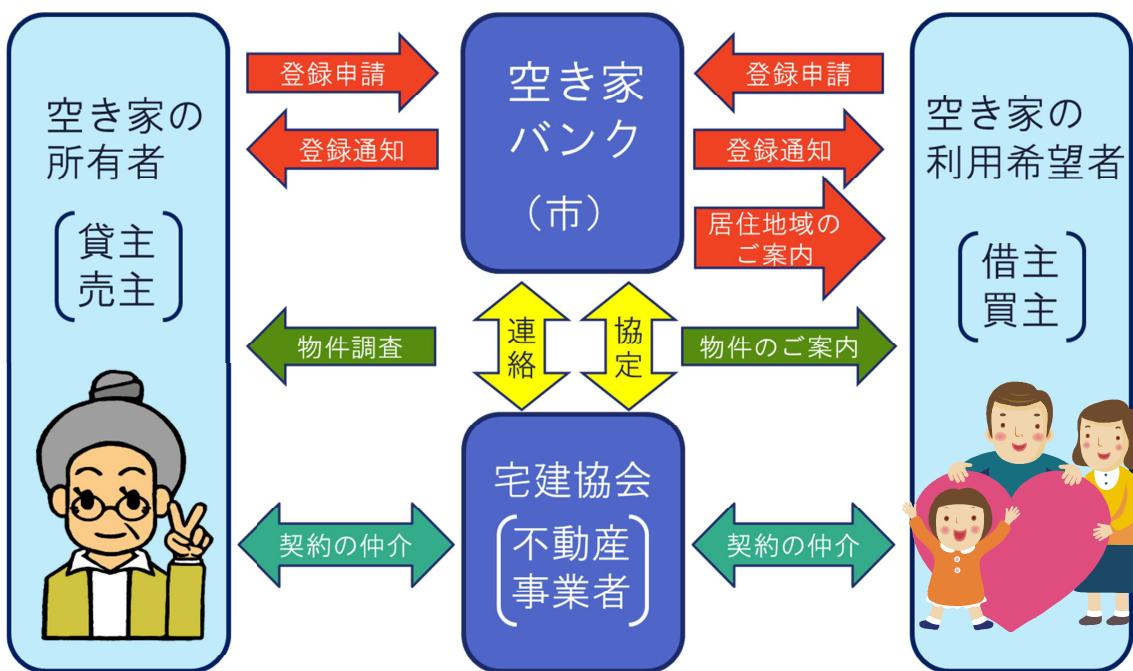
3. 利用をされる方の登録要件

- ☆定住または定期的に滞在・利用して佐倉市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方。
- ☆佐倉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者でない方。



地域にはさまざまな行事や決まりごとがあります。
たとえば、お祭り、草刈り、消防団への協力などです。
また、地域の運営に必要な自治会や区費などがありま
すので移住前に確認しておきましょう！

4. 空き家バンクの仕組み



☆宅建協会（一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部）は不動産事業者の団体で空き家バンクに関する協定を結んでいます。

5. 空き家バンクの手続き（空き家所有者）

①空き家の登録申込み

空き家バンク物件登録申込書（第1号様式）、空き家バンク物件登録申込書・位置図・間取図（第2号様式）同意書（第3号様式）を記入し、建築住宅課にご提出ください。

②物件調査

宅建協会の会員と市の職員が物件確認のため、所有者立会いのもと現地調査を行います。契約内容や修繕の有無等についてご確認ください。

③物件登録 ・情報提供

調査後、宅建協会からの報告を受け、市の空き家バンク台帳に登録し、ホームページで情報を公開します。



④物件見学 ・交渉等

移住希望者から物件の見学等の依頼があった場合、市からご連絡します。市と宅建協会立会いで見学を行い、交渉・契約は宅建協会の仲介のもので行います。

6. 空き家バンクの手続き（移住希望者）

①利用希望の申込み

空き家バンク利用申込書（第10号様式）、誓約書（第11号様式）に必要事項を記入し建築住宅課にご提出ください。

②希望する空き家を選択

佐倉市空き家バンクホームページから希望する空き家を選択し、見学希望を建築住宅課に連絡します



③物件見学

宅建協会と建築住宅課の案内で物件を見学します。
物件の特徴、地域の情報や周辺の様子をご確認ください。
また、地域によっては区長等の地域の代表者を紹介します。

④物件交渉等

見学後、購入や賃貸を希望する場合は、
宅建協会会員仲介のもと交渉・契約となります。



注意事項

佐倉市は空き家の売買・賃貸借等に関する交渉及び契約等については一切関与いたしません。



佐倉市空き家バンクのお問い合わせ・申し込みは

〒285-8501

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所都市部建築住宅課

TEL.043-484-6168 FAX.043-486-2504

E-mail: kenchikujutaku@city.sakura.lg.jp

